

意見書（案）第3号

保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司様

提出者	三鷹市議会議員	前田まい
賛成者	〃	野村羊子

保育の基準の抜本的な引上げと保育士の処遇改善を求める意見書

コロナ禍において、保育現場では児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任に基づき、保育受入れが維持され、社会基盤としての保育の重要性が一層明らかになった。職員は感染リスクへの不安と緊張の中にもありながらも、子どもとの濃厚接触は避けられず、「新しい生活様式」への対応は困難な状況である。

保育現場における子ども1人当たりの施設面積基準は、戦後直後の基準のまま、例えば2歳以上の保育室で1.98平方メートルしかなく、「遊ぶ・食べる・寝る」の生活の営みを全て同じ保育室で行わなければならないという貧しいものである。

また、保育士配置基準も改善されず、国の職員配置基準は、4歳児以上で30対1は70年以上、1・2歳児で6対1は50年以上放置されたままである。さらに、配置基準は8時間保育が前提になっているが、開所時間が11時間を超えるのが一般的になっている現状やコロナ対策の消毒や給食指導を行うには到底人手が足りていない。

保育士は、高い専門性が求められ、責任の重い仕事にもかかわらず、平均年収は全産業の平均より著しく低い。子どもの育ちを保障するだけでなく、保護者の労働や家族の生活を支え、地域の子育てを支援する役割を果たそうとするほど長時間過密労働となり、大きな負担がかかっている。

今後、新たな保育需要の増大も見込まれており、感染症や自然災害が発生した場合をはじめ、どのような状況にあっても子どもの安全とより豊かな保育を格差なく保障するために、国・東京都の責任で、保育基準の引上げ、環境整備、保育労働者の処遇改善を図ることは緊急の課題である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 保育に関わる施設基準を抜本的に引き上げること。
- 2 保育士配置基準の改善を図り、保育士の増員を図ること。
- 3 保育士の賃金を引き上げ、専門職にふさわしい処遇に改善すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司